

京都を彩る建物や庭園審査会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第82号

## 京都を彩る建物や庭園審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都を彩る建物や庭園審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから市長が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の招集及び議事)

第3条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員及び議事に關係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項及び第5項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審査会に相当する合議体の委員長、副委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に審査会の委員長、副委員長又はその職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 前項の規定は、第4条第1項の規定による部会の委員及び特別委員の指名並びに同条第3項の規定による部会長の指名について準用する。

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）